

種苗法改正に伴う自家増殖の見直しについて

～種苗法が一部改正されました～

1 自家増殖の見直しについて

令和4年4月1日から、登録品種及び出願公表品種（以下「登録品種等」という。）の自家増殖は、育成者権者の許諾に基づき行うこととなります。

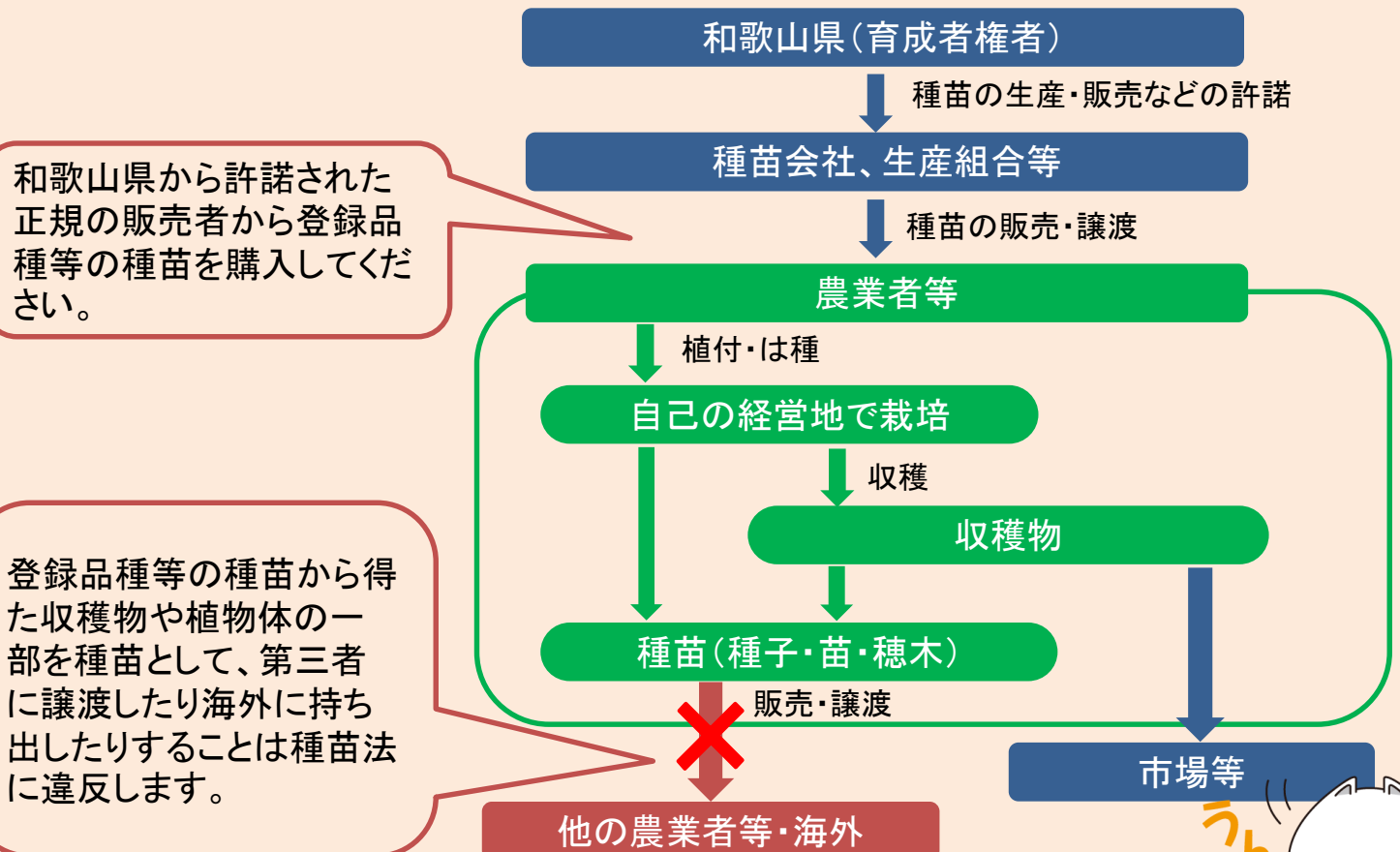
2 和歌山県育成品種の「自家用の栽培向け増殖」の許諾について

和歌山県育成品種において、県が登録品種等の利用を許諾する種苗業者等から正当に入手した種苗から得た収穫物や植物体の一部を自己の経営においてさらに種苗とする行為（「自家用の栽培向け増殖」という）の許諾は、裏面の一覧のとおりです。自家用の栽培向け増殖を可とする品種は、以下の遵守事項を条件として許諾し、許諾料及び手続は不要とします。

対象品種を追加、変更した場合は県ホームページでお知らせします。

<遵守事項>

- ・ 当該登録品種等の種苗から得た収穫物や植物体の一部を種苗として有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- ・ 当該登録品種等の種苗を海外に持ち出さないこと。



和歌山県育成品種の利用地域、自家用の栽培向け増殖等一覧(令和7年6月24日現在)

品目	名称	許諾契約による利用地域	海外持ち出し (種苗法による制限)	自家用の栽培向け増殖の取り扱い		
				可/否	許諾 手続き	有償 /無償
イチゴ	まりひめ 紀の香	和歌山県内	禁止	遵守事項を 条件に可	不要	無償
エンドウ	紀の輝* 紀州さや美人	和歌山県内	禁止	遵守事項を 条件に可	不要	無償
シシトウガラシ	ししわかまる	和歌山県内	禁止	否	—	—
スターチス	紀州ファインイエロー 紀州ファインパール 紀州ファインバイオレット 紀州ファイングレープ 紀州ファインラベンダー 紀州ファインピンク 紀州ファインブルー 紀州ファインパープル 紀州ファインオーシャン 紀州ファインライラック	和歌山県内	禁止	遵守事項を 条件に可	不要	無償
スプレーギク	紀州サマーリンド	和歌山県内	禁止	遵守事項を 条件に可	不要	無償
ウンシュウミカン	YN26	和歌山県内	禁止	遵守事項を 条件に可	不要	無償
カンキツ	はるき	和歌山県内	禁止	遵守事項を 条件に可	不要	無償
カキ	紀州てまり 紀州あかね	和歌山県内	禁止	遵守事項を 条件に可	不要	無償
ウメ	NK14 橙高	和歌山県内	禁止	遵守事項を 条件に可	不要	無償
	星高 星秀	日本国内				

* 紀の輝は、和歌山県農業協同組合連合会との共同出願品種。

登録品種は種苗法に基づいて育成者の権利が保護されています。
育成者の許諾を得ずに登録品種の種苗を生産、譲渡、輸出、輸入などを行う行為は種苗法違反となり、罰則(個人の場合は10年以下の懲役や1000万円以下の罰金)を科せられたり、民事訴訟となる場合があります。

登録品種は農林水産省品種登録ホームページで調べることができます。
<http://www.hinshu2.maff.go.jp/index.html>

お問い合わせ先

和歌山県農林水産政策局研究推進課

TEL:073-441-2997 FAX:073-433-3024

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070100/070109/hinsyu.html>

